

障害福祉サービス等 DX 推進人材育成支援事業実施要綱

5 福祉障地第 8 2 1 号

令和 6 年 3 月 2 5 日

1 目的

本事業は、障害福祉サービス等を提供する民間の事業者（以下「事業者」という。）に対し、障害福祉サービス等事業所内で生産性向上を推進するリーダー職員（以下「DX 推進人材」という。）の育成を促し、DX 推進人材が各事業所のデジタル機器・ロボット介護機器等の導入や効果的な活用に取り組むことにより、障害福祉現場における継続的な生産性向上の取組体制確保に資することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

3 実施方法

都は、4 の事業内容を適切に行うことができると認めた者に本事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

4 事業内容

都は、次に掲げる要件に該当する場合に、事業者への補助を行う。

(1) DX 推進人材に対する手当等の支給

(2) DX 推進人材が IT 資格の取得等をする際にかかる研修費及び資格取得費並びに DX 推進人材が研修で不在となる期間の代替職員雇用費の支出

5 事業実施に当たっての留意事項

都と本事業の受託者は、緊密な連携を図りながら本事業を実施するものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。